

大網白里市健康増進計画の策定にむけた背景・趣旨

1. 計画の位置づけ

大網白里市健康増進計画は、「大網白里市第5次総合計画」を上位計画とし、保健福祉分野で関連する各種計画と連携を図りながら、策定・推進する。

栄養・食生活、身体活動・運動、休養・心の健康、飲酒、禁煙、歯・口腔の健康、生活習慣病予防などについて、市民や関係機関、関係団体、事業所、行政が互いに協力し、それぞれの役割と責任を果たしながら、協働により総合的かつ効果的に健康づくり活動を推進するための指針とする。

なお、「健康増進計画」と「食育推進計画」は、相互の関連性が高いため、効率性の観点から一体的に策定する。

計画期間は、平成28年度～37年度の10年間とする。

【国の計画】 健康日本21(第2次) ・ 健やか親子21

【県の計画】 健康ちば21(第2次)

4つの柱(施策の方向性)とその施策分野 [別紙1]

2. 根拠法令 等

①健康増進法 第8条2項

市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画(以下「市町村健康増進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

②食育推進基本法 第18条

市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するように努めなければならない。

3. 県からの通知

平成27年3月27日付け健支第1177号及び安農第791号

「市町村健康増進計画」及び「市町村食育推進計画」の策定について(依頼) [別紙2]